

オープンカウンター公告

令和6年12月10日

明石市長 丸谷 聡子
(公印省略 財務室契約担当)

物 品 名	形 質	数 量	備 考
予防接種関連帳票 全8種類	仕様書のとおり		
仕様書のとおり			

1	案件番号	1210-406
2	見積書提出期限	令和6年12月24日 午後2時00分 まで
※一度提出された見積書は、書き換え、引き換え又は撤回等することはできませんのでご注意ください。		
3	見積書提出場所	明石市財務室契約担当
4	納 入 場 所	こども健康課
5	納 入 期 限	令和7年2月21日
6	参加要件 (①②のいずれも満たす者)	①市内業者、準市内業者 ②明石市競争入札等参加資格者名簿(物品・サービス部門)の物品の製造売買の部に契約の種類が 印刷写真 で登録されており、かつ、業種区分が 一般印刷 で登録されていること。
7	契約保証金	免除
8	消費税の取扱	落札金額に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とします。見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
9	同等品の取扱	仕様書で同等品による見積りを可能としている場合に、 <u>見積書提出前の指定日時までに担当課で同等品の承認を得ていない見積者の見積りは無効となります。</u> また、 <u>見積ったメーカー・型番を見積書の備考欄に必ず記載してください。</u>
10	質問期限	仕様書に対する質問がある場合は <u>明石市財務室契約担当宛に令和6年12月16日(月)午後1時まで</u> にメールまたはFAXで指定様式にて提出してください。(期限を過ぎての質問は受付できませんのでご注意ください)。
11	質問に対する回答	令和6年12月18日(水)午後1時(予定) に明石市ホームページ入札コーナーに掲載します。回答を確認のうえ見積書を提出してください。
12	その他	明石市オープンカウンター方式実施試行要領、明石市契約規則ほか関係法規を確認のうえ見積書を提出してください。

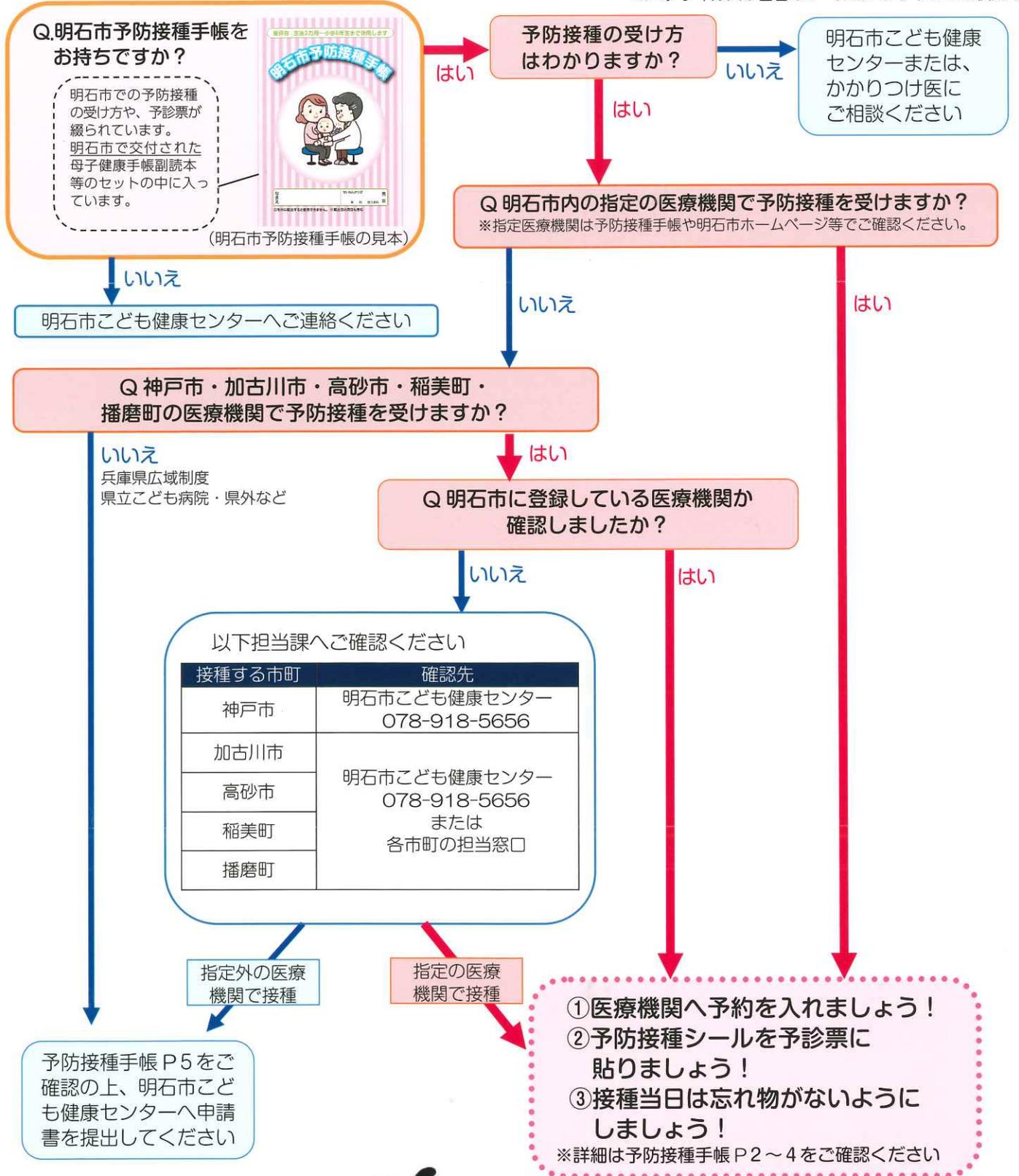
保護者の方へ

平成 27 年 4 月生まれ以降の方を対象に、乳幼児法定外予防接種費用助成制度がスタートしました。詳細は、同封の「明石市乳幼児法定外予防接種費用助成のご案内」などをご覧ください。**乳幼児法定外予防接種シールは再発行できません!!紛失しないようご注意ください!!**

明石市では、定期接種を受けるために必要な予防接種シールを、定期接種の対象になる年齢に応じて分割してお送りしています。(詳細は予防接種手帳 P2 を参照)

この度、小児用肺炎球菌・B型肝炎・ロタウイルス*・五種混合の3回分とBCGの予防接種シールをお送りしますので、本書をご確認のうえ、できるだけ早く予防接種を始めましょう。

※ロタウイルス3回目のシールはロタテックのみ使用可



小児用肺炎球菌・B型肝炎
 ・ロタウイルス・五種混合は、
 生後2カ月から開始しましょう!



《お問い合わせ先》
明石市こども健康センター TEL (078) 918-5656
 〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 パビオスあかし6階
 窓口受付時間 月~土 9:00~17:15 (日・祝・年末年始休)



1歳のお子さまの予防接種について

明石市では、定期接種を受けるために必要な予防接種シールを、定期接種の対象となる年齢に応じて、分割してお送りしています。

この度、ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合の追加接種分と、麻しん風しん(MR)第1期、水痘2回分の予防接種シールをお送りします。

本書と「予防接種と子どもの健康」で予防接種の受け方と内容等をご確認のうえ、できるだけ早く予防接種を始めましょう。



予防接種の受け方

● 麻しん風しん(MR)第1期

1歳～2歳未満の期間に、1回受けましょう。

麻しん(はしか)とは…

感染者の咳やくしゃみにより、空気感染、飛沫感染、接触感染などでかかる病気です。38度以上の発熱・せき・鼻水などの症状が数日続き、一旦解熱するかに見えるものの、さらにその後、全身性の発疹が現れ、再び高熱が続きます。感染力が極めて強く、免疫がないと大人でもかかります。

風しん(三日はしか)とは…

感染者の咳やくしゃみにより、飛沫感染する病気です。発熱・発疹・リンパ節腫脹などの症状がみられます。また、妊娠20週頃までの妊婦が感染すると胎児も風しんウイルスに感染し、出生児が心臓病、聴力障害などの先天性風しん症候群を発症する可能性が高いことが知られています。

ワクチンの効果について…

1回の接種で95%以上の子どもは免疫を得ると言われています。免疫の低下を防ぐ目的で、小学校就学前1年間に2回目の接種が行われます。

● 水痘

1歳～3歳未満の間に、2回受けましょう。

※2回目の接種は、1回目から3カ月以上(標準的には6カ月～12カ月)あけて行います。

※過去に水痘にかかったことが明らかの方は、定期接種の対象となりません。

水痘(水ぼうそう)とは…

水痘・帯状疱疹ウイルスの接触感染、飛沫感染や空気感染によってかかる病気です。特徴的な発疹と発熱が主な症状で、一般的に軽症ですみますが、中には肺炎などの合併症で重症化することもあります。感染力・伝播力が強く、予防接種を受けなければ、10歳までに約80%の小児がかかるとされており、まれに成人がかかった場合、重症化するリスクが高いと言われています。

ワクチンの効果について…

予防接種により、軽症の水痘を含めてその発症を予防できるとされています。数年前までは、小児を中心に患者数は約100万人と推定されていましたが、定期接種導入後は発生数が減少しています。

● ヒブ(追加)

初回接種完了から、7カ月以上(標準的には13カ月まで)あけて追加接種を受けましょう。

※1歳の誕生日前日までに1度も受けていない場合は、追加接種のシールを使用し、1回で接種完了となります。初回1～3回目のシールは破棄してください。

● 小児用肺炎球菌

1回目の接種開始時期と、1歳前日までの接種状況によって残りの回数が変わります。

裏面の「小児用肺炎球菌確認表」を参考に、早目に接種を完了しましょう。

● 四種混合(追加)

初回接種完了から6カ月以上(標準的には12カ月～18カ月)あけて追加接種を受けましょう。

●お問い合わせ先: 明石市こども健康センター
TEL (078) 918-5656

〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 パピオスあかし6階
窓口受付時間: 9:00～17:15 (日・祝・年末年始休)

「小児用肺炎球菌確認表」

表の見方

- ① 接種を開始した時期を確認。
- ② 1歳までに何回受けているか確認。
- ③ 「これから受けるもの」で接種間隔と使用する接種シールを確認。

①小児用肺炎球菌の接種開始時期	②1歳に至る日(1歳の誕生日前日)までの接種状況	受け終わっているもの			③これから受けるもの	
		2カ月	7カ月	1歳	2歳	5歳
生後2カ月 〜 生後7カ月に 至るまでに 開始	初回3回 受けている方 (初回接種完了)	初回1回	初回2回 初回3回 60日以上あけて	初回3回 60日以上あけて	追加	追加接種は1歳を超えてから!
	初回2回 受けている方	初回1回	初回2回 4週以上あけて	初回3回 60日以上あけて	追加	
	初回1回 受けていて2回目が 1歳を超える方	初回1回	初回2回 4週以上あけて	初回3回 60日以上あけて	追加	
生後7カ月に 至った日の 翌日 〜 1歳に至る までに開始	初回2回 受けている方 (初回接種完了)		初回2回	初回3回 60日以上あけて	追加	追加接種は1歳を超えてから!
	初回1回 受けている方		初回2回 4週以上あけて	初回3回 60日以上あけて	追加	
1歳に至った日の 翌日から開始する方				初回3回 60日以上あけて	追加	
2歳に至った日の 翌日から開始する方					追加	

明石市では、予防接種シール(または予防接種券)をお送りしています。

転入や紛失などで、明石市の予防接種シールをお持ちでなく、接種対象年齢内で以下の予防接種がお済みでない場合は、お手続きが必要になります。オンライン申請していただくか、郵送または、母子健康手帳をお持ちのうえ以下の窓口にてお手続きください。(市ホームページよりオンライン申請または申請書をダウンロードできます)

予防接種名		接種状況 (接種後に☑)	2 カ月	3 カ月	4 カ月	5 カ月	6-8 カ月	9-11 カ月	12-15 カ月	16-17 カ月	18-23 カ月	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	
不活化 ワクチン	小児用肺炎球菌	初回 □ □ □ 追加 □	①	②	③	→			④																		
不活化 ワクチン	B型肝炎	3回 □ □ □	①	②	→	③	→																				
生(経口) ワクチン	ロタウイルス	ロタリックス (1価)	2回 □ □	①	②	→																					
		ロタテック (5価)	3回 □ □ □	①	②	③	→																				
不活化 ワクチン	五種混合(DPT-IPV-Hib) または 四種混合(DPT-IPV) + ヒブ	1期初回 □ □ □ □ 1期追加 □	①	②	③	→			④																		
生(注射) ワクチン	BCG	1回 □				①	→																				
生(注射) ワクチン	麻しん風しん(MR)	1期 □ 2期 □							①																		
生(注射) ワクチン	水痘(水ぼうそう)	2回 □ □							①		②																
不活化 ワクチン	日本脳炎	1期初回 □ □ 1期追加 □ 2期 □																									
不活化 ワクチン	二種混合(DT)	2期 □																									
不活化 ワクチン	HPV(ヒトパピローマウイルス感染症)	2回 □ □ □ または 3回																									

定期接種の対象年齢 ← → 標準的な接種年齢 (数字は接種回数)

★「定期接種の対象年齢」内であれば無料で接種できますが、病気にかかりやすい時期を考慮された「標準的な接種年齢」での接種をお勧めします。できるだけこの期間の早い時期に受けましょう。
 ★生(注射)ワクチン接種から次の生(注射)ワクチンを接種する場合は、4週間後の同じ曜日から接種できます。なお、医師が特に必要と認めた場合は、同時に2種類以上の予防接種を行うことができます。
 ★HPV(ヒトパピローマウイルス感染症)ワクチンのキャッチアップ接種につきましては、こども健康センター(TEL 078-918-5656)へお問い合わせください。

制度改正により、定期接種の種類や対象者など一部変更する場合があります。最新の情報は、市ホームページなどでご確認ください。

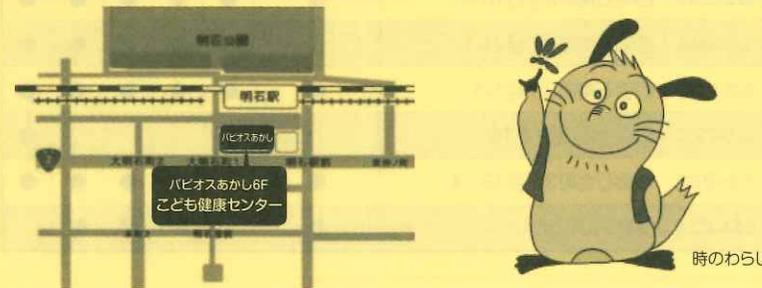
お問い合わせ先

明石市こども健康センター

〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 パピオスあかし6階

TEL (078) 918-5656 FAX (078) 918-6384

《窓口受付時間》月～土 9:00～17:15 (日・祝・年末年始休)



③ A 4 両面印刷 裏面

明石市内の定期予防接種実施医療機関一覧表

(2024年(令和6年)4月現在)

医療機関名	電話番号	住 所	予防接種の種類					
			ヒブ・肺炎・五混 (四混・三混・ポリオ) ・ロタ・B肝	BCG	MR・ 水痘	日脳	二混	HPV (子宮)
さかねクリニック	919-0377	松が丘2丁目3-3 コムボックス明舞3F	●		●	●	●	●
吉田医院	917-3336	松が丘5丁目6-1	●	●	●	●	●	
木村産婦人科医院	912-8283	松が丘5丁目6-3						●
あさぎり病院	912-7575	朝霧台1120-2						●
橋本ファミリークリニック	913-7615	朝霧南町2丁目9-5 ピラ朝霧203	●	●	●	●	●	●
さかい内科・胃腸科	917-5755	朝霧南町2丁目181-8 あおばビル2F						●
せきじま産婦人科	911-2407	朝霧町1丁目24-1						●
米沢クリニック	919-6400	朝霧町2丁目12-10				●	●	●
あきこレディースクリニック	965-6563	上ノ丸3丁目11-8	●	●	●	●	●	●
明石市立市民病院	912-2323	鷹匠町1-33	●	●	●	●	●	●
飯村医院	911-3495	桜町14-7	●	●	●	●	●	●
なかと・みずのレディースクリニック	912-3312	大明石町1丁目3-8 第2ユタカビル2F						●
たかしな内科小児科クリニック	918-1136	大明石町1丁目13-20 美田ビル1階	●	●	●	●	●	
久保みずきレディースクリニック	913-9811	本町2丁目1-15						●
えいこう小児科医院	911-7838	本町2丁目5-13	●	●	●	●	●	
日野医院	911-2910	材木町9-17	●		●	●	●	●
山本内科	922-8121	西新町2丁目3-4 ベルクビル1F	●	●	●	●	●	●
さくらい内科クリニック	924-7111	王子1丁目3-8 モンテフェリーチェ1F			●	●		
いまふじ内科クリニック	925-7150	硯町1-9-20 スーパーマルハチ硯町店2階						●
ふくやま病院	927-1514	硯町2-5-55						●
千頭医院	922-2403	貴崎4丁目5-10						●
尾松医院	923-6737	南貴崎町5-8	●	●	●	●	●	●
日下医院	928-3472	西明石町5丁目9-1	●	●	●	●	●	●
西明石クリニック	922-5510	西明石南町2丁目10-5	●	●	●	●	●	●
井上外科胃腸科	922-3595	西明石南町2丁目21-1			●	●	●	●
志岐クリニック	925-2227	西明石南町3丁目1-3	●	●	●	●	●	●
かまだクリニック	920-2910	野々上2丁目10-16						●
関内科医院	928-5993	西明石北町3丁目13-14	●		●	●	●	●
鍋嶋医院	924-1627	鳥羽1421-28	●		●	●	●	

※各情報については、一部変更する場合があります。

予約の受付は、ご希望に沿えない場合もありますので、必ず各医療機関に電話で確認してください。

医療機関名	電話番号	住 所	予防接種の種類					
			ヒブ・肺炎・五混 (四混・三混・ポリオ) ・ロタ・B肝	BCG	MR・ 水痘	日脳	二混	HPV (子宮)
なかにし子どもクリニック	924-0556	旭が丘14-10	●	●	●	●	●	●
藤井クリニック	927-5522	別所町18-1 オージービル西明石2階			●	●	●	
山本クリニック	934-0180	大久保町森田39	●	●	●	●	●	●
おにしクリニック	936-2050	大久保駅前1丁目18-17 FAME2F	●	●	●	●	●	
美保・英利内科医院	935-2022	大久保町大窪511-14	●	●	●	●	●	●
いまいごどもクリニック	934-6667	大久保町大窪1514-3-101	●	●	●	●	●	●
おおくま内科胃腸科	936-0051	大久保町大窪1924-1				●	●	●
辻医院	935-2468	大久保町高丘2丁目16-8	●	●	●	●	●	
いのうえ医院	938-6622	大久保町高丘3丁目1-2-88						●
はせがわファミリークリニック	939-3622	大久保町茜2丁目4-9	●	●	●	●	●	●
あかざがクスこどもクリニック	937-3564	大久保町谷八木608番5	●	●	●	●	●	●
よこやま小児科	947-0562	大久保町西島298-7		●	●	●	●	●
おくすみ医院	947-4003	大久保町西島359-8				●	●	
江井島病院	947-5311	大久保町西島434-5	●	●	●	●	●	●
吉村こどもクリニック	936-1122	大久保町ゆりのき通1丁目4-2 3-101	●	●	●	●	●	●
神明クリニック	938-1717	大久保町ゆりのき通2丁目2-4			●	●	●	●
せとやこどもクリニック	946-5375	魚住町錦が丘1丁目10-34		●	●	●	●	●
鈴木産婦人科医院	947-4882	魚住町錦が丘3丁目3-8	●		●	●	●	●
近藤内科・胃腸科	943-7500	魚住町清水151-4						●
小山クリニック	944-0356	魚住町清水202-1 レジデンシア・モンティークロ1F	●	●	●	●	●	●
鈴木内科クリニック	942-8811	魚住町清水2265			●	●	●	●
正井医院	946-3536	魚住町中尾294-1	●		●	●	●	●
大國クリニック	948-3900	魚住町西岡127-1	●	●	●	●	●	●
私立二見レディースクリニック	942-1783	二見町東二見207	●		●	●	●	●
一城小児科	945-3330	二見町東二見459-1	●	●	●	●	●	●
繁田医院	942-1004	二見町東二見1328-1			●	●	●	●
博愛産科婦人科	941-8803	二見町西二見450-5	●		●	●	●	●
田中医院	942-1941	二見町西二見2032	●		●	●	●	●

※明石市外の予防接種実施医療機関につきましては、こども健康センターへ (TEL 078-918-5656) お問い合わせください。

2024年度

明石市の定期予防接種

子どもの予防接種は種類も回数も多く、また、予防接種法に基づく定期予防接種には、それぞれに受けられる年齢や接種間隔が定められています。定められた年齢・接種間隔に注意しながら、早めに予防接種の計画を立て、生後2カ月になったらスタートできるようにしておきましょう。

明石市予防接種シール・予防接種手帳について

明石市では、2014年（平成26年）4月以降に生まれた方に、予防接種を受ける際に必要となる予防接種シールを、接種開始時期の前月までに個別送付しています。また、予防接種手帳（予診票付）は、母子健康手帳と併せて配布しています。

★ 定期予防接種の種類と時期 ★

予防接種名	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6-8カ月	9-11カ月	12-15カ月	16-17カ月	18-23カ月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
不活化ワクチン 小児用肺炎球菌	1	2	3	→			4																	
不活化ワクチン B型肝炎	1	2	→			3																		
生(経口)ワクチン ロタウイルス	1	2	→																					
	1	2	3																					

・接種を開始する年齢が生後7カ月に至った日の翌日以降の場合は、接種回数が異なります。

・接種できる期間が短いため、生後2カ月を過ぎたら、できるだけ早く接種を開始しましょう。

・医師が特に必要と認めた場合は、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、五種混合など複数の予防接種を同時に受けることができます。詳しくはかかりつけ医にご相談ください。

・ロタウイルスワクチンには、ロタリックス(1価)とロタテック(5価)があります。(ワクチンの種類によって、接種回数が異なります。)
 ・初回接種は出生14週6日後までに接種してください。
 ・出生15週0日後を過ぎた場合は、腸重積症のリスクが増加するため、接種はお勧めできません。

不活化ワクチン	五種混合 (DPT-IPV-Hib) または 四種混合 (DPT-IPV) + ヒブ	① ② ③ ④	令和6年度～(四種混合+ヒブ)	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度より五種混合ワクチンが定期接種となります。 五種混合ワクチンの標準的な接種年齢は市ホームページ等でご確認ください。
生(注射)ワクチン	BCG	①		<ul style="list-style-type: none"> 標準的には生後5～8カ月までに接種します。 接種できる期間が短いため、受けもれのないようにしましょう。
生(注射)ワクチン	麻しん風しん (MR)	① ②		<ul style="list-style-type: none"> 1期接種の対象年齢は1歳、2期接種は5歳から7歳未満で小学校就学前の1年間です。 接種できる期間が短いため、受けもれのないようにしましょう。
生(注射)ワクチン	水痘 (水ぼうそう)	① ②		<ul style="list-style-type: none"> 1歳から3歳未満で最低3カ月 (標準6～12カ月) の間隔をおいて2回接種します。
不活化ワクチン	日本脳炎	① ② ③ ④		<ul style="list-style-type: none"> 標準的には1期初回 (2回) は3歳、1期追加は1期初回からおおむね1年あけて接種します。 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、特例により20歳未満までの間に接種できます。
不活化ワクチン	二種混合 (DT)	①		
不活化ワクチン	HPV (ヒトパピローマウイルス感染症)	① ② ③		<ul style="list-style-type: none"> 対象は小学6年生～高校1年生相当の女子で、標準的には中学1年生相当の間に接種します。 ワクチンには2価ワクチン・4価ワクチン・9価ワクチンの3種類があり、ワクチンの種類によって接種回数異なります。

定期接種の対象年齢

標準的な接種年齢
(数字は接種回数)

- ★「定期接種の対象年齢」内であれば無料で接種できますが、病気にかかりやすい時期を考慮された「標準的な接種年齢」での接種をお勧めします。できるだけこの期間の早い時期に受けましょう。
- ★生(注射)ワクチン接種から次の生(注射)ワクチンを接種する場合は、4週間後の同じ曜日から接種できます。なお、医師が特に必要と認めた場合は、同時に2種類以上の予防接種を行うことができます。
- ★HPV(ヒトパピローマウイルス感染症)ワクチンのキャッチアップ接種につきましては、こども健康センター (TEL 078-918-5656) へお問い合わせください。

制度改正により、定期接種の種類や対象者など一部変更する場合があります。
最新の情報は、市ホームページなどでご確認いただくか、以下へお問い合わせください。

お問合せ先 明石市こども健康センター TEL (078) 918-5656

〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 パピオスあかし6階
明石市ホームページ <https://www.city.akashi.lg.jp/>
窓口受付時間 月～土 9:00～17:15 (日・祝・年末年始休)



幼稚園^{年長}・保育園^{5歳児クラス}の

2018年(平成30年)4月2日～

2019年(平成31年)4月1日生まれ

お子さまは

麻疹風しん(MR)

の予防接種を

受けましょう



2回目の麻疹風しん(MR)ワクチンの予防接種は、受けられましたか？

「麻疹」と「風しん」は、ワクチンを接種して一定の年数がたつと免疫が低下していくため、以下のとおり、2回接種を行っています。

接種有効期限を過ぎて予防接種を受ける場合、有料(1～2万円)となります。今すぐ医療機関に予約のうえ、麻疹風しん(MR)ワクチンを接種しましょう。

麻疹風しん(MR)ワクチンの接種対象者



第1期

生後12カ月から
生後24カ月未満



第2期

2024年度対象者
2018年(平成30年)4月2日～2019年(平成31年)4月1日生
接種有効期限
2024年(令和6年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日

転入等で予防接種券(シール)のない方、予防接種について詳しくお知りになりたい方は、以下へお問い合わせください。

お問い合わせ先

明石市こども健康センター TEL (078) 918-5656
〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 パピオスあかし6階
窓口受付時間:月～土 9:00～17:15(日・祝・年末年始休)

幼稚園 年長・保育園 5歳児クラス の

2018年(平成30年)4月2日～
2019年(平成31年)4月1日生まれ

お子さまは 麻しん風しん(MR) の予防接種を 受けましょう



2回目の麻しん風しん(MR)ワクチンの予防接種は、受けられましたか？

「麻しん」と「風しん」は、ワクチンを接種して一定の年数がたつと免疫が低下していくため、以下のとおり、**2回接種**を行っています。

接種有効期限を過ぎて予防接種を受ける場合、有料(1～2万円)となります。
今すぐ医療機関に予約のうえ、麻しん風しん(MR)ワクチンを接種しましょう。

麻しん風しん(MR)ワクチンの接種対象者



第1期

生後12カ月から
生後24カ月未満



第2期

2024年度対象者

2018年(平成30年)4月2日～2019年(平成31年)4月1日生
接種有効期限
2024年(令和6年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日

転入等で予防接種券(シール)のない方、予防接種について詳しくお知りになりたい方は、以下へお問い合わせください。

お問い合わせ先

明石市こども健康センター TEL (078) 918-5656
〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 パピオスあかし6階
窓口受付時間:月～土 9:00～17:15(日・祝・年末年始休)

手続き方法 A

【明石市指定乳幼児法定外予防接種 実施医療機関】で接種される場合は、こちらの面にご記入ください。(裏面の記入は不要です)

■注意事項

- ・この申請書の有効期限は 3 歳の誕生日前日までです。
- ・市外に転出後は使用できません。(転出日同日も使用できません)
- ・この申請書は再発行できません。

明石市長 様 年 月 日

申請者 〒 ー

住所: _____

保護者氏名: _____ (続柄)

電話: _____

(※日中連絡のつく番号をお書き下さい)

明石市乳幼児法定外予防接種費用交付申請書

以下の内容に同意のうえ、接種を希望する法定外接種について費用の交付を受けたいので申請します。

※よくお読みのうえ、同意する場合は☑及び()に回数を記入して下さい。
記入のない場合は、費用交付を受けることができません。

- 1. 以下の予防接種は接種の義務がないこと、また、この予防接種の効果及び重篤な副反応について理解し、当該接種の結果生じた健康被害については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度および明石市法定外予防接種事故災害補償規則による救済となることについて承知しています。
- 2. 申請内容について市が保管する個人情報を閲覧し、必要に応じて医療機関に問い合わせることに同意します。
- 3. 明石市乳幼児法定外予防接種費用交付を受けるのは()回目です。
※交付が受けられるのは最大 2 回までです。

乳幼児法定外予防接種シール貼付欄
※シールを貼付していないと使用できません。

予防接種の種類 (いずれか一つに○)	おたふくかぜ (B 2)	インフルエンザ (B 5)
	交付額一律 2,000 円まで	

(医師記入欄)

種類	B	回数		接種日	5	医コード	
ワクチン名	接種量 (皮下接種)		実施場所・医師名				
Lot No	m l						

手続き方法 A

【明石市指定乳幼児法定外予防接種 実施医療機関】で接種される場合は、こちらの面にご記入ください。(裏面の記入は不要です)

■注意事項

- ・この申請書の有効期限は 3 歳の誕生日前日までです。
- ・市外に転出後は使用できません。(転出日同日も使用できません)
- ・この申請書は再発行できません。

明石市長 様 年 月 日

申請者 〒 ー

住所: _____

保護者氏名: _____ (続柄)

電話: _____

(※日中連絡のつく番号をお書き下さい)

明石市乳幼児法定外予防接種費用交付申請書

以下の内容に同意のうえ、接種を希望する法定外接種について費用の交付を受けたいので申請します。

※よくお読みのうえ、同意する場合は☑及び()に回数を記入して下さい。
記入のない場合は、費用交付を受けることができません。

- 1. 以下の予防接種は接種の義務がないこと、また、この予防接種の効果及び重篤な副反応について理解し、当該接種の結果生じた健康被害については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度および明石市法定外予防接種事故災害補償規則による救済となることについて承知しています。
- 2. 申請内容について市が保管する個人情報を閲覧し、必要に応じて医療機関に問い合わせることに同意します。
- 3. 明石市乳幼児法定外予防接種費用交付を受けるのは()回目です。
※交付が受けられるのは最大 2 回までです。

乳幼児法定外予防接種シール貼付欄
※シールを貼付していないと使用できません。

予防接種の種類 (いずれか一つに○)	おたふくかぜ (B 2)	インフルエンザ (B 5)
	交付額一律 2,000 円まで	

(医師記入欄)

種類	B	回数		接種日	5	医コード	
ワクチン名	接種量 (皮下接種)		実施場所・医師名				
Lot No	m l						

ま
り
と
り
せ
ん

手続き方法B

【明石市指定乳幼児法定外予防接種 実施医療機関】以外で接種される場合は、こちらの面にご記入ください。(裏面の記入は不要です)

■申請方法

・必ず接種の前に、①乳幼児法定外予防接種シールを貼付した「当申請書」②母子健康手帳の予防接種記録のコピーを、明石市こども健康センターまで郵送または窓口にてご提出ください。

■注意事項

- ・市外に転出後は使用できません。(転出日同日も使用できません)
・本書の有効期間は、 年 月 日までです。
※予防接種シールの有効期限内であっても、上記の期限を超えると使用できません。再申請が必要です。

明石市長 印 (公印なきもの無効)
予防疫種実施医療機関 様

明石市乳幼児法定外予防接種実施依頼書

以下のとおり、本市の市民が予防接種を受けることを希望しておりますので、接種して下さいをお願いします。
・当該予防接種に起因する健康被害の救済については、本市が責任を持って処理いたします。
・接種費用については、保護者から徴収くださるようお願いいたします。
・接種完了後は、保護者に領収書、予防接種を受けた証明(母子健康手帳へ記載ください)の交付をお願いします。

申請者記入欄

明石市乳幼児法定外予防接種実施依頼書交付申請書

明石市長様 申請者 〒 年 月 日
住所:
保護者氏名: (続柄)
電話: (*日中連絡のつく番号をご記入ください)

以下のとおり予防接種を受けたいので、予防接種実施依頼書の交付をお願いします。

- ※よくお読みのうえ、同意する場合は☑及び()に回数を記入して下さい。記入のない場合は、費用交付を受けることができません。
□1. 以下の予防接種は接種の義務がないこと、また、この予防接種の効果及び重篤な副反応について理解し、当該接種の結果生じた健康被害については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度および明石市法定外予防接種事故災害補償規則による救済となることについて承知しています。
□2. 申請内容について市が保管する個人情報を閲覧し、必要に応じて医療機関に問い合わせることに同意します。
□3. 明石市乳幼児法定外予防接種費用交付を受けるのは()回目です。
※交付が受けられるのは最大2回までです。

Table with 2 columns: Field (被接種者, 予防接種の種類, etc.) and Content (乳幼児法定外予防接種シール貼付欄, おたふくかぜ, etc.)

手続き方法B

【明石市指定乳幼児法定外予防接種 実施医療機関】以外で接種される場合は、こちらの面にご記入ください。(裏面の記入は不要です)

■申請方法

・必ず接種の前に、①乳幼児法定外予防接種シールを貼付した「当申請書」②母子健康手帳の予防接種記録のコピーを、明石市こども健康センターまで郵送または窓口にてご提出ください。

■注意事項

- ・市外に転出後は使用できません。(転出日同日も使用できません)
・本書の有効期間は、 年 月 日までです。
※予防接種シールの有効期限内であっても、上記の期限を超えると使用できません。再申請が必要です。

明石市長 印 (公印なきもの無効)
予防疫種実施医療機関 様

明石市乳幼児法定外予防接種実施依頼書

以下のとおり、本市の市民が予防接種を受けることを希望しておりますので、接種して下さいをお願いします。
・当該予防接種に起因する健康被害の救済については、本市が責任を持って処理いたします。
・接種費用については、保護者から徴収くださるようお願いいたします。
・接種完了後は、保護者に領収書、予防接種を受けた証明(母子健康手帳へ記載ください)の交付をお願いします。

申請者記入欄

明石市乳幼児法定外予防接種実施依頼書交付申請書

明石市長様 申請者 〒 年 月 日
住所:
保護者氏名: (続柄)
電話: (*日中連絡のつく番号をご記入ください)

以下のとおり予防接種を受けたいので、予防接種実施依頼書の交付をお願いします。

- ※よくお読みのうえ、同意する場合は☑及び()に回数を記入して下さい。記入のない場合は、費用交付を受けることができません。
□1. 以下の予防接種は接種の義務がないこと、また、この予防接種の効果及び重篤な副反応について理解し、当該接種の結果生じた健康被害については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度および明石市法定外予防接種事故災害補償規則による救済となることについて承知しています。
□2. 申請内容について市が保管する個人情報を閲覧し、必要に応じて医療機関に問い合わせることに同意します。
□3. 明石市乳幼児法定外予防接種費用交付を受けるのは()回目です。
※交付が受けられるのは最大2回までです。

Table with 2 columns: Field (被接種者, 予防接種の種類, etc.) and Content (乳幼児法定外予防接種シール貼付欄, おたふくかぜ, etc.)

きりとりせん

～明石市乳幼児法定外予防接種費用助成のご案内～



対象ワクチン	助成対象者	助成内容
おたふくかぜ	以下の①～③すべてに該当される方	<ul style="list-style-type: none"> ・1人につき2回まで ・1回の接種につき、2,000円まで助成します ・2つのワクチンの中から、裏面等を参考に選択して下さい
インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ① 0～3歳未満の方 ② 明石市内に住所を有する方 ③ <u>定期予防接種を開始している方</u> (同時スタートも可) 	

※送付したご本人様以外は使用できません。

※同封のシール(ピンク)は、紛失されても再発行できません。

紛失された場合は、接種の前に「お問い合わせ先」まで必ずご連絡下さい。

【明石市指定乳幼児法定外予防接種 実施医療機関で接種する場合】

手続き方法A

- ① 「明石市乳幼児法定外予防接種費用交付申請書」面に同封のシールを貼付のうえ、必要事項を記入して下さい。
 - ② 医療機関にご予約のうえ、接種して下さい。
 - ③ 会計の際、接種料金から1回あたり上限 2,000円が差し引かれて請求されます。
- 《当日医療機関へ提出するもの》 ※全ての提出がないと、助成を受けることができません。

- シールを貼付した「明石市乳幼児法定外予防接種費用交付申請書」
- 母子健康手帳
- 健康保険証

【上記一覧表にない医療機関で接種する場合】 例)市外、県外など

手続き方法B

※事前申請必須

- ① **必ず接種の前に**、以下書類を「お問い合わせ先」まで郵送または窓口にてご提出ください。
 - ・「明石市乳幼児法定外予防接種実施依頼書」面に同封のシールを貼付のうえ、必要事項を記入
 - ・「母子健康手帳の予防接種記録のコピー（定期接種含む全ページ）」※白紙のページも必要です
 - ② 手続き完了後、明石市より「明石市乳幼児法定外予防接種実施依頼書」と「明石市予防接種費用交付申請書兼請求書」をお送りします。
 - ③ ②が届き次第、医療機関にご予約のうえ接種して下さい。
- 《当日医療機関へ提出するもの》 ※全ての提出がないと、助成を受けることができません。

- 明石市から返送された「明石市乳幼児法定外予防接種実施依頼書」
- 母子健康手帳
- 健康保険証

手続きには時間を要します。
接種希望日の2週間前までに、
申請してください。

- ④ 会計の際、一旦全額自己負担して頂きます。
- ⑤ 接種後、明石市に請求を行います。※期限がありますので、接種後はなるべくお早めにご請求ください。
以下書類を「お問い合わせ先」まで郵送または窓口にてご提出ください。
 - ・明石市予防接種費用交付申請書兼請求書（②で送られてきたもの）
 - ・予防接種に係る領収書（原本）
 - ・母子健康手帳の予防接種記録のコピー（定期接種含む全ページ）※白紙のページも必要です
- ⑥ 後日、⑤の請求書に記入された口座に振り込みます。

「お問い合わせ先」 明石市こども健康センター ☎(078)918-5656
〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 パピオスあかし6階
窓口受付時間：月～土 9:00～17:15 (日・祝・年末年始休)

助成事業の対象となるワクチンで防ぐことができる感染症

《 おたふくかぜ 》

病原体*ムンプスウイルス
感染経路*飛沫感染、接触感染

流行性耳下腺炎ともいい、耳下腺が急激に腫れて痛み、多くは発熱を伴います。両側がほぼ同時に腫れたり、片側が腫れて治ったあとにもう片側が腫れるなど、症状はさまざまです。

合併症として無菌性髄膜炎、難聴、精巣炎、卵巣炎があります。

《 おたふくかぜワクチン 》

接種方法 *1回または2回接種
日本小児科医会は2回接種を推奨

接種時期 *生後12ヵ月以上

副反応 *発熱、耳下腺の腫れ、接種部位の発赤や腫れ、
無菌性髄膜炎など

《 インフルエンザ 》

病原体*インフルエンザウイルス
感染経路*飛沫感染、接触感染

突然高熱が出て、頭痛、関節や筋肉痛など全身の症状が強く、のどの痛みやせきなどもみられます。

熱が4～5日続き、合併症として中耳炎、気管支炎、肺炎などの呼吸器の病気だけでなく、まれに急性脳症を起こすこともあります。

《 インフルエンザワクチン 》

接種方法 *2～4週間隔で2回接種

接種時期 *生後6ヵ月から接種が可能

副反応 *接種部位の発赤や腫れ、全身症状として発熱や
頭痛など

◎予防接種の副反応と健康被害救済制度について

予防接種後、まれに発熱などの副反応が起こることがあります。また、非常にまれに、中枢神経障害やアナフィラキシーなどの重い副反応が起こることがあります。法定外接種が原因で入院相当の健康被害が生じた場合、「医薬品医療機器総合機構法による救済制度」の対象となるほか、「明石市法定外予防接種事故災害補償規則」による救済制度の対象となります。ただし、手続き方法Bを選択した場合において、事前に「明石市乳幼児法定外予防接種実施依頼書」の提出がなく接種された場合、上記市補償規則による救済制度の対象外となりますので、ご注意ください。

